

C003 在宅がん医療総合診療料
(1日につき)

【注の見直し】

注5 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、在宅療養実績加算として、110点を所定点数に加算する。

注5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、在宅緩和ケア充実診療所・病院加算、在宅療養実績加算1又は在宅療養実績加算2として、150点、110点又は75点を、それぞれ更に所定点数に加算する。

C004 救急搬送診療料

【注の見直し】

注2 新生児又は6歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該診療を行った場合には、新生児加算又は乳幼児加算として、それぞれ1,000点又は500点を所定点数に加算する。

注2 新生児又は6歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該診療を行った場合には、新生児加算又は乳幼児加算として、それぞれ1,500点又は700点を所定点数に加算する。

【注の見直し】

注3 注1に規定する場合であって、当該診療に要した時間が30分を超えた場合には、長時間加算として、500点を所定点数に加算する。

注3 注1に規定する場合であって、当該診療に要した時間が30分を超えた場合には、長時間加算として、700点を所定点数に加算する。

C005 在宅患者訪問看護・指導料
(1日につき)

【点数の見直し】

1 保健師、助産師又は看護師（3の場合を除

C005-1-2 同一建物居住者訪問看護・指導料（1日につき）

【点数の見直し】

く。)による場合		
イ 週3日目まで	555点	580点
ロ 週4日目以降	655点	680点
2 准看護師による場合		
イ 週3日目まで	505点	530点
ロ 週4日目以降	605点	630点
3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合	1,285点	1,285点
1 保健師、助産師又は看護師（3の場合を除く。）による場合		
イ 同一日に2人		
(1) 週3日目まで	555点	580点
(2) 週4日目以降	655点	680点
ロ 同一日に3人以上		
(1) 週3日目まで	278点	293点
(2) 週4日目以降	328点	343点
2 准看護師による場合		
イ 同一日に2人		
(1) 週3日目まで	505点	530点
(2) 週4日目以降	605点	630点
ロ 同一日に3人以上		
(1) 週3日目まで	253点	268点
(2) 週4日目以降	303点	318点
3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は褥瘡ケ		